

文化財保護法の一部を改正する法律要綱

第一 文化的景観の保護

一 文化財の定義に、文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの）を新たに追加するものとすること。（第二条関係）

二 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であつて、当該都道府県又は市町村が保存のために必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができるものとする。こと。（第三百三十四条関係）

三 重要文化的景観がその価値を失つた場合等は、文部科学大臣は、その選定を解除することができるものとする。こと。（第三百三十五条関係）

四 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者等は、文化庁長官に届け出なければならぬものとする。こと。（百三十六条関係）

五 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理に関し必要な措置を勧告することができるとともに、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができるものとする。 (第三百三十

七条関係)

六 重要文化的景観の現状変更等を行う者は、文化庁長官に届け出なければならないものとし、重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、必要な指導、助言又は勧告をすることが出来るものとする。 (第三百二十九条関係)

七 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状等につき報告を求めることが出来るものとする。 (第四百十条関係)

八 文部科学大臣は、重要文化的景観の選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権等を尊重するとともに、国土の開発その他公益との調整等に留意しなければならないものとし、文化庁長官は、勧告等を行うときは、関係各省各庁の長と協議しなければならないものとする。 (第四百四十一条

第一項及び第二項関係)

九 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理等について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができるものとする。 (第四百四十一条第三項 関係)

第二 民俗技術の保護

民俗文化財の定義に民俗技術を新たに追加するものとする。 (第二条関係)

第三 登録制度の拡充

- 一 登録有形文化財制度の拡充
登録有形文化財制度を、建造物以外の有形文化財にも拡充するものとする。 (第三章第二節関係)
- 二 登録有形民俗文化財制度及び登録記念物制度の創設
有形の民俗文化財及び記念物について、登録有形文化財制度と同様の登録制度を創設するものとする。 (第九十条、第三百三十二条及び第三百三十三条関係)

第四 文化審議会への諮問

文部科学大臣は、重要文化的景観の選定等並びに登録有形民俗文化財及び登録記念物の登録等について

、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならないものとする。 (第百五十三条関係)

第五 国に関する特例

重要文化的景観並びに登録有形民俗文化財及び登録記念物について、国に関する所要の特例を定めるものとする。 (第十二章第二節関係)

第六 罰則

重要文化的景観並びに登録有形民俗文化財及び登録記念物の現状変更等の届出等の規定に違反した者等に対する過料を定めるものとする。 (第二百一条から第二百三条まで関係)

第七 施行期日等

- 一 この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 文化財保護法において条文の枝番号を整理することに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第二条から附則第十五条まで関係)
- 三 その他所要の改正を行うこと。